

第 1118 回教育委員会 会議録

令和 4 年 12 月 22 日

14:00～14:45

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、第 1118 回教育委員会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、2名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、片桐委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1) 「令和 5 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 報告 1-1 を御覧ください。本日御報告させていただく内容は主に三つでございます。

「1 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者の症状に応じた対応について」、端的に申し上げますと、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染者等であるため受検できなかった受検者がいる場合につきまして、特例措置として、受検者が在籍する小学校で作成した「調査書」を資料として選抜することといたしました。この詳細について、1-2 以降を御覧ください。こちらが特例措置による選抜に係る実施要項となっておりますので、対象者についてまずは 2 を御覧ください。

この実施要項において対象となる者は、五つに分類している受検者でございますので、簡潔に申し上げますと、(1) から (3) は感染者、(4)、(5) は濃厚接触者だったが、当日までに陽性が判明した者となっております。

「3 対象者の入学者選抜に係る特例措置」を御覧ください。(2) 選抜の方法は、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断することにしてございます。

(3) 定員の取扱いでございますが、この特例措置の対象となった受検者につきましては、入学定員とは別に可否を判定いたします。結果的に入学定員99名を超えての合格とする場合がありますので、御承知置ください。

「4 手続き」を御覧ください。主なものを御説明させていただきます。(2)です。特例措置の対象となった志願者の保護者から、別紙様式2の「申請書」を提出いただきまして、併せて証明書類を提出していただくこととしてございます。証明書類につきましては、「医療機関から配布される書類」又は「陽性者フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」」の写しとして取り扱うこととしております。

以上が新型コロナウイルスに感染した場合の特例措置の実施要項の内容となります。

報告1-1にお戻りいただきまして、実施要項も踏まえまして「2 東桜学館中学校における感染防止対策の徹底について」でございます。何よりも、受検生が安心して受検できる場を提供できるよう、「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」を策定しまして、感染対策の徹底を図ることとしてございます。こちらの詳細ですが、報告1-6以降のガイドラインを御覧いただければと思います。

「1. 基本的な考え方」として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に当たっての基本的な対策を徹底する等の考え方に立ち、まず中学校側がしっかりと衛生管理体制を整えていくために作成しているということになります。

1-6、1-7は事前の準備、1-8は当日の対応を記載しております。1-8当日の対応「③新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者について」を御覧ください。

今現在の政府の方針に基づきながら、場合分けをして「受験の可否」などについてこちらに示してございます。この当日の対応③については、1-9「ア」のようにまず感染者について分類し、そして「イ」のように濃厚接触者について分類しながら示してございます。1-10についてはこれを表形式で表したものでございまして、1-11ページ上ほどは、それをフローチャートの形にして表してございます。こちらに示す「受験の可否」などの判断基準につきましては、知事部局で新型コロナウイルス感染症に係る業務を所掌しております健康福祉部と連携しながら確認をして作成しております。以上が東桜学館中学校におけるガイドラインでございます。

最初のページにお戻りいただきまして、最後に受検者対応でございます。「3 受検者の感染防止対策について」記載してございます。中学校において受検者、保護者に文書を配付しまして、受検者の受検前までの健康管理、それから当日の感染防止対策の協力を既に依頼しているところでございます。詳細は1-15の「資料3」を御覧ください。「受検者・保護者の皆さんへ」ということで、感染防止対策の徹底を図るため、以下の点について留意していただくとともに、受検に向けて体調管理に

万全を期すようにお願いしますという文書を既に配付しているものでございます。

この資料全体としてまず1番、検査等実施日の前日までの体調管理について留意事項等を促しながら、2番、実施日の感染防止対策、学校での対応を含めながら記載してございます。それから、3番、もし感染者、それから感染者の濃厚接触者になった場合について、先ほど話をさせていただきました実施要項、それからガイドラインと同じものをここに載せ、保護者に周知を図っているということでございます。さらには、1-16、1-17ページ、先ほどの場合分けをそのまま載せていることに加えまして、4番、特例措置を載せております。

こうした取組をとおしまして、新型コロナウイルスの感染対策を万全にしていくとともに、受検者が安心して中学校入学者選抜試験を受検できるように体制を整えながら、公平公正な入学者選抜を実施してまいります。報告は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員> 昨年の要項と変わった点はあまりないように思われましたが、日時の点は別にして、何か変更点はありますか。

<高校教育課長> 昨年度はPCR検査を受検した後判明するまでの場合分けが若干多かったですけれども、そういったことの取扱いが随分変わりましたので、その点を踏まえて去年よりは場合分けを少なくした形で示しております。

<山 川 委 員> あともう一点、昨年度も滞りなく実施されたという記憶なのですが、実際には濃厚接触者や、感染者はいたのでしょうか。

<高校教育課長> 中学校では昨年度はおりませんでした。

<教 育 長> そのほか御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 去年の方が圧倒的に感染者が少なく、今年は1日当たり2,000人出たりと感染者数が違ってきているので、多分今年は感染者等の受検が想定されることかなと思います。身近なところで感染している人も大分増えてきて、高校生でも学級閉鎖だったり、いろいろ間近で今まさにそういうことが起きているものですから、去年よりも混乱する可能性もあるかなという気がします。

<高校教育課長> 今御指摘の点も十分頭に入れながら、学校としっかり連携しながらきちんと進めたいと思います。

<教 育 長> そのほか御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、次に（２）「「やまがた雪未来国スポ」シンボルマーク及びポスターについて」、スポーツ保健課 国民スポーツ大会推進室長より報告願います。

<国民スポーツ大会推進室長>

令和６年２月に開催されます第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「やまがた雪未来国スポ」のシンボルマークと公式ポスター図案が決定し、本日の知事の定例記者会見で発表されましたので、御報告いたします。

報告２－１の資料を御覧ください。シンボルマークは、やまがた雪未来国スポを象徴するデザインマークとなります。一般公募を行い、全国に向け広く募集したところ、県内外から 178 点の応募がございました。この中から選定を行い、お手元にありますとおり、最優秀賞となった山辺町にお住いの菅野薫さんの作品であるこちらのデザインに決定いたしました。

このシンボルマークは、山形県を印象付ける山を大きく配置し、流れるようなスピード感とシュプールや風をイメージした曲線で冬季大会らしさを表現しております。そして中央に配した雪の結晶は、選手たちの輝きやそこに集う人々の一体感を表しております。

それから、先に決定しておりますテーマやスローガンの「一瞬の風になり 叶えよ君の夢」、そしてこのシンボルマークをあしらった公式ポスター図案が資料の報告２－２のとおりでございます。

印刷・デザイン関係の実績を有する県内企業によるデザインコンペを行い、その応募の中から選定された作品であります。

このポスターは、美しい雪景色の中を風のように駆け抜け、夢や未来に向かって大会に臨む選手たちの雄姿を、華やかで近未来的なクリスタル調のデザインで表現しているものです。躍動感のあるイラストで大会の臨場感を伝えるとともに、大会開催への期待を高めていきます。

今後は広報活動においてこれらを積極的に活用し、県民の皆様とともに大会開催を盛り上げていくとともに、本大会を「山形の魅力を全国に発信する大会」として広く PR してまいります。

早速ではございますが、啓発物品としてマスクを作成してみました。よろしければ御活用いただきたいと存じます。報告は以上であります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

個人的に思ったのは、ポスターは男ばかりという感じがします。一番下が女性なのですか。

<教 育 長>

そういうお話も出まして、その要素も当初の図案に対して入れていただいたのです。何分クリスタルな感じで鋭角で、女性の雰囲気が出ないので、ヘルメットを赤にしてみたり。赤だから女性というわけでもないのですけれども、一工夫はさせていただいたのですが、なかなか図案の

中で女性らしさが出ていないという御指摘はあろうかと思えます。

<小 関 委 員> バランスとして、ジャンプの方が男性っぽいから隣が女性っぽい絵柄の方が良かったのかなと。これは私というより女性陣の意見はどうですか。

<片 桐 委 員> 私はぱっと見て、下の方は女性だなと思いました。

<工 藤 委 員> 見た目では分からないですよ。特にアスリートの方たちは少しでも速くということで髪も短髪だったりもします。あとは色を赤系にしたからといって女性に見えるかというところもそういうものでもない気がします。が、多少フォルムが女性っぽいなどは思いました。

例えば並び的に1、2、3といるのであれば、2に女性を入れてもらった方が分かりやすかったかなとは思いますが、そういった配慮もされているのだなというのは分かりました。

<教 育 長> そのほか御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長> 議第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議第1号について、御説明させていただきます。
資料は議1-1を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、県議会12月定例会に追加提案されました「令和4年度山形県一般会計補正予算(第6号)」について、地教行法第29条に基づき12月9日付けで山形県知事から意見を求められましたけれども、提案理由にありますとおり緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処分したことについて承認を求めるものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧いただきたいと存じます。

上段が総括表でございます。今回の追加補正の額は、合計欄にありますとおり1億5,687万円を増額するもので、補正後の累計予算額は、1,023億3,843万5千円となります。

補正の内容につきましては「2 補正予算の概要」を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正は、12月2日に成立いたしました政府の補正予算を活用した事業を追加するものです。

一つ目の「県立学校における保健衛生用品や換気用備品の購入等」につきましては、新型コロナの流行が長期化していることを踏まえ

て、県立高等学校・特別支援学校において、感染症リスクを低減し、コロナ禍における学校教育活動を継続させるため、アルコール消毒液や抗原検査キットなどの保健衛生用品、サーキュレーター、CO2モニターなどの換気用備品の整備に要する経費として、1億5,345万円を計上するものでございます。

なお、本事業につきましては、翌年度に繰り越して執行いたしますので、併せて繰越明許費を設定しております。

二つ目の「送迎バスへの置き去り防止のためのブザー等安全装置の設置」につきましては、今年9月に静岡県におきまして発生した、認定こども園送迎バス内に子どもが置き去りにされて亡くなるという大変痛ましい事件を受けまして、県立特別支援学校が所有するバス14台及び青少年教育施設、具体的には各少年自然の家が所有いたしますバス5台に置き去り防止を支援するためのブザー等の安全装置を設置するための経費として、342万円を計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 置き去り防止のためのブザーというのは、中に取り残されてしまった子どもが自分で押すためのブザーなのですか。

<教育政策課長> いえ、これは国土交通省から示されている形式があるのですがけれども、押しボタンという形で、ブザーをバスの後ろの方に付けておいて、エンジンを切ると、ブザーが鳴る。運転手さんがそのブザーを消すために前から後ろに行くと、その過程で居残りがいないかどうかを確認する。最後に、いないことを確認した段階でブザーを押すと音が収まるという形式のようでございます。ただ、国の要綱等が示されるのがこれからでございますので、実際補助対象となるのがこういった形のものなのか分かりませんが、今国交省が示しているのはそういった例でございます。

<小 関 委 員> その方が良い気がしますね。

<教 育 長> 子どもさんが押すとなると、年齢によったりもするというのもあるのかもしれませんが。クラクションを押すということを教えてあげていればというのもあるのかもしれませんが。

<小 関 委 員> 取り残された子ども自らそういうものを押して気づいてもらったというケースもありますね。

<山 川 委 員> いろいろ考えがある中では合理的かなと思いました。

- <工藤委員> 確か韓国ではこの方式を取っているかと思います。後ろにブザーがあつて、それを運転手さんや添乗員さんが切らないといけないので、一旦後ろに行くという方式を取っているらしいです。
- <山川委員> やはり子どもが押す形式というのは限界がありますよね。
- <工藤委員> ただこれも結局、面倒くさいから切ってしまうという問題も出てきているというのがあります。
これだけで完結するという話ではなくても、一回はそれを設置すれば、後ろまで必ず行くのでその間で忘れ物していないか、取り残さないかというのを見るようになるという話だと思いました。
- <小関委員> これとは別件で、それが切れるようになったら意味がなくなるような話の一つで、私が置賜労働基準協会の役員をしている中で毎年県内で必ず起きるのが、自ら安全装置を切ってしまうケースです。夜中に作業して、鳴るのがうるさくて面倒くさいから切ってしまうというケースが多いので、安全装置の意味がなくなってしまうのですよね。これを未然に防ぐ手段というのはどうしたものかという話になってしまつて。
この場合も、どう安全装置が切られないようにするかですよ。
- <教育長> バスも朝晩定型的にはなくて、日常的に少し動かす場合もあるかもしれませんが、その度に後ろに行って消さなければいけないのかというふうになると結構負担感が出てくる可能性もありますよね。
- <小関委員> そのうち、なあなあになつて切ってしまうのではないのでしょうか。何かダブルチェックできる、もう一工夫あると良いかもしれないですね。
- <教育長> 切れないようにするというのもあるかもしれません。
- <教育政策課長> 基本的には特別支援学校も各少年自然の家も、しっかりと今も前から後ろまで確認しているわけですがけれども、更にこれで徹底をさせていただくという考え方でございます。
- <教育長> そのほか御質問等ございますでしょうか。
- <教育長> ほかになければ、原案のとおり承認してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり承認いたします。
- <教育長> 次に、議第2号「山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長>

議第2号につきまして、御説明申し上げます。

資料の議2-1を御覧ください。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定についてであります。本件につきましては、先月、知事から本委員会の意見を求められ、御同意いただいたところでありました。

この度、県議会12月定例会の議決を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、「公益財団法人山形市スポーツ協会」を指定管理者として指定することをお諮りするものです。

これからの主な日程は、本委員会で議決いただきましたら、公益財団法人山形市スポーツ協会に指定管理者の指定について通知し、その後、担当者間で協定内容を協議し、年度内に包括協定書の締結を行うこととしております。

来年の4月には、年度協定書を締結し、指定管理業務の開始となります。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

これまでの指定管理者と同じ方ですか。

<スポーツ保健課長>

はい。引き続きでございます。

<教 育 長>

ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第3号「山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第3号について、御説明申し上げます。

当議案は、山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について、先の県議会12月定例会において議決されたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、「株式会社飯豊町地域振興公社」を指定管理者として指定することについて、お諮りするものでございます。

御可決いただきますれば、「株式会社飯豊町地域振興公社」に対して、指定管理者の指定について通知いたしますとともに、2月までに包括協定を締結いたしまして、来年度令和5年4月から指定管理業務を開始することとなります。

説明は以上でございます。よろしく御願ひいたします。

- <教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <教 育 長> 本件の指定管理者も引き続きですか。
- <生涯教育・学習振興課長> 本件は3回目の指定となりますけれども、1回目、2回目の指定管理者から変更となります。
- <片 桐 委 員> どのような会社なのですか。
- <生涯教育・学習振興課長> 飯豊町が出資をしている、いわゆる第三セクターの会社で、会社名にあるとおり、地元飯豊町の地域の振興の業務を行っている会社でございます。
- <教 育 長> そのほか御質問等ございますでしょうか。
- <教 育 長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次の議第4号及び議第5号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
- 《 議第4号及び議第5号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

- <教 育 長> 以上を持ちまして、第1118回教育委員会を閉会いたします。